

幼稚園、小・中学校の
講師登録募集



令和6年度幼稚園、小・中学校で講師を募集しています。年齢・経験は問いません。教員免許更新に関する相談も受け付けています。詳しくはお問い合わせください。
☎教育委員会総務課 ☎ 423-9606



「太陽光パネル・蓄電池」
共同購入参加者を募集



府と大阪市が共同設置する「おおさかスマートエネルギーセンター」では、太陽光パネル・蓄電池の共同購入支援事業を実施しています。太陽光パネルなどをお得に安心して購入することができます。事業の詳細や参加登録はQRコードでご確認ください。
☎府内在住者または事業者 ☎ 対象商品 太陽光パネル（10kW未満）と蓄電池 購入プラン ①太陽光パネル ②太陽光パネル+蓄電池 ③蓄電池（太陽光パネルを設置済みの人） 参加登録期限 9月11日(水) ☎おおさか みんなのうちに太陽光事務局 ☎ 0120-758-300



保険・年金

国民健康保険年間保険料
決定通知書を送付します

令和5年中の総所得金額と今年度の保険料率を基に年間保険料を決定し、6月中旬に通知書を送付します。令和6年度より保険料は府の統一基準に基づき1円単位の計算となります。令和5年中の所得が未確認の人に送付している「所得申出書」を未提出の人は、早めに提出してください。既に確定申告などをした人は、申告した内容を記載して提出してください。詳しくは市ホームページをご確認ください。
☎健康保険課資格賦課担当 ☎ 423-9458

国民年金のお知らせ

■公的年金の
振込通知書を送付します
国民年金保険、厚生年金保険、船員保険の振込通知書は、年に1度毎年6月に送付します。今年度より単一年金（老齢年金のみ受給など）と年金生活者支援給付金を受けている年金受給者には、年金・年金生活者支援給付金の両方を記載した統合通知書を送付します。ただし、郵便局の窓口で現金で受け取る人や支払額・受取金融機関などに変更があった場合は異なります。4月支給分からの年金額は、昨年度から2.7%引き上げとなっています。
■保険料は前納がオススメ！
来年3月分まで前納する「期間内前納」を随時受け付けています。6月中に手続きすると年間2,470円の割り引きです。令和8年3月分まで前納すると12,840円の割り引きです。希望する人はご連絡ください。

大阪・関西万博の前売りチケットを販売中

大阪・関西万博では、世界160カ国を超える各国のパビリオンや最新技術などを体験できます。購入は、会期中に購入するよりおトクな前売りチケットをおすすめします。



大阪・関西万博
公式キャラクター
ミャクミャク
© Expo 2025

開催期間 令和7年4月13日(日)～10月

13日(祝)

場 大阪 夢洲（大阪市此花区）

購入 2025年日本国際博覧会協会ウェブサイトへ

☎大阪・関西万博総合コンタクトセンター ☎ 0570-200-066（月～金曜日午前9時～午後5時）



販売時期	券種	大人	小人
前売り (超早割一日券は 10月6日まで)	開幕券	4,000円	1,000円
	前期券	5,000円	1,200円
	超早割一日券	6,000円	1,500円
会期中	一日券	7,500円	1,800円

■電子決済でも支払いが可能

令和5年2月20日から国民年金保険料は電子決済で支払いできるようになりました。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

対象決済アプリ auPAY、d払い、PayB、PayPay、LINEPay、楽天Pay

☎貝塚年金事務所 ☎ 431-1122



税金

市・府民税の納税通知書などを送付

給与から市・府民税が天引き（特別徴収）される給与所得者の税額決定通知書を5月13日に各事業所へ送付しました。公的年金等受給者や事業所得者、特別徴収されない給与所得者への納税通知書と税額決定通知書は、6月11日(火)に各個人へ送付します（非課税の人には送付しません）。

☎市民税課賦課担当 ☎ 423-9418、9419

固定資産の実地調査にご協力を

土地、家屋、償却資産の現況に基

づく適正な評価と課税の実地調査を行っています。新築や増築などの調査の際には評価に必要な範囲で屋内に立ち入らせていただきます。調査員（固定資産評価補助員証および徴税吏員証を携帯）が訪問した時のご協力ください。

■こんなときは届け出を

土地の地目を変更した人や家屋を新築・増築または取り壊した人で、登記申請をしていない場合はご連絡ください。また、用途が住宅用地からそれ以外に変わった時（その逆も）、2筆以上の土地を合わせて1つの画地にした時（その逆も）も、評価額や税額が変わることがありますのでご連絡ください。表の場合は届け出が必要です。

こんなとき	届け出
既存の未登記家屋の売買、相続、贈与などにより所有者を変更した	未登記家屋所有者変更届
固定資産の所有者が死亡してまだ相続登記をしていない	相続人のうちから代表納税義務者を選任し、相続人代表者等指定届
共有物件の代表納税義務者が死亡した	納税義務者変更届

☎固定資産税課管理・償却資産担当 ☎ 423-9426、土地担当 ☎ 423-9427、家屋担当 ☎ 423-9428